

南海トラフ地震防災対策として危害予防規程に定める事項について

火薬類取締法に規定される製造業者又は高圧ガス保安法に規定される第 1 種製造者で、かつ南海トラフ地震の津波による被害（30cm以上の浸水被害）が想定される区域内に新たに含まれた事業所の方は、既に届出された危害予防規程に南海トラフ地震防災対策に関する事項を追加し、変更の申請又は届出を行う必要があります。

当該防災対策として定めるべき事項を次のとおり指針として示しておりますので、作成の際の参考としてご活用下さい。

1 津波からの円滑な避難

津波からの円滑な避難に関して、次の項目について定めること。

- (1) 具体的な避難場所
- (2) 避難の方法
- (3) 避難経路
- (4) その他円滑な避難に関して必要な事項

2 地震防災に係る教育訓練

地震防災上必要な教育及び訓練を保安教育計画に定めるところに従って、次の項目について事前に実施すること。

- (1) 地震・津波に関する知識、南海トラフ地震に関する法令等に関する地震防災上必要な教育
- (2) 1の津波からの円滑な避難に関する訓練その他地震防災上必要な訓練

3 地震防災に係る広報

事業所等周辺の地域住民に対する地震防災上必要な広報について、地震防災訓練その他必要な事項に関して次の項目を定めて広報を行うこと。

- (1) 広報の内容
- (2) 広報の方法

- (3) 広報を行う時期
- (4) その他広報に関して必要な事項

(その他参考)

- (1) 地震防災のさらなる強化の観点から、別途南海トラフ地震の地震防災に関する細則を定め、上記事項について詳細に策定していただくことを推奨します。
- (2) 津波による2次災害の発生を防止するための応急措置として、既に届出済みの危害予防規程又は細則等で地震発生時の措置が規定されていない、又はこれらが規定されていて南海トラフ地震が発生したときの措置として不十分であれば、規程の追加又は見直しが必要となります。